



理 由 書

姫路市公共下水道は、昭和 13 年に都市計画事業として着手し、昭和 47 年には新都市計画法の施行に伴い、全市街化区域を排水区域として定め、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全及び浸水の防除に努めてきた。

市街化区域の一部が市街化調整区域に編入され、当該区域における下水道の整備が不要となったため、排水区域を廃止する。

また、公共下水道全体計画を見直した結果、計画汚水量が減少するため、姫路終末処理場及び姫路汚泥処理場を中部終末処理場へ統廃合するとともに、姫路処理区(合流)を中部処理区(合流)へ統廃合する。